



## 各島の保育所

各島に1箇所ずつ保育所を設置しています。すべての保育所に、保育士2名を配置しています。  
(2017年4月より)

### みしま村子育て広場グーミーズ

住所：三島村大字竹島7番地  
電話：090-1515-1743

### みしま村子育て広場つばき園

住所：三島村大字硫黄島90番地61  
電話：080-1790-0290

### みしま村子育て広場野いちご

住所：三島村大字黒島67番地4  
電話：090-5283-7065

**システム**

開園時間：午前8時から午後5時まで  
休所日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始  
(12月29日から1月3日まで)

**保護者の負担金**

- ・預託料：1時間あたり160円(1世帯2人以上預ける場合、2人目以降1時間あたり80円)
- ・おやつ代：1日あたり1人50円



## 子育て支援内容

### 妊婦健診・出産のための渡航費の助成

- 事業趣旨  
地理的条件や医療機関等のハンディをふまえ、妊婦健診に伴う交通費および宿泊料の自己負担の軽減を図るため
- 対象者  
三島村の住民票に記載された者で、村外の医療機関に妊婦健診のために出向き宿泊した者
- 助成金の額
  - ▼妊婦健診を受診する際の交通費・宿泊費
    - ・交通費：島発の往復運賃
    - ・宿泊費：1泊6,000円(宿泊施設以外に宿泊した場合は3,000円)、2泊を限度
  - ▼出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費・宿泊費
    - ・交通費：島発の往復運賃
    - ・宿泊費：1泊6,000円、合計42,000円を限度(宿泊施設以外に宿泊した場合は1泊3,000円、合計21,000円を限度)

### 出産祝金

- 目的  
村民の出産に対して出産祝金を支給し、より多くの出産を奨励し、また祝福し、もって時代を担う児童の健やかな成長を願うことを目的とする
- 受給資格者
  - ・出産前1年以上村内に居住し、かつ三島村の住民票に記載された者
  - ・ただし、出産前の居住期間が1年に満たない者であっても、住民登録後1年を経過した場合は受給資格を得たものとみなし、祝金を支給する
  - ・対象児が転出した場合は、転出後の祝い金は支給しない

### 出産祝金

- 祝金の額  
・祝金は、次表にしたがって分割して支給するものとする。

	誕生時	1歳誕生日	2歳誕生日	3歳誕生日	4歳誕生日	総支給額
第1子	5万円	5万円				10万円
第2子	5万円	5万円	10万円			20万円
第3子	10万円	10万円	10万円			30万円
第4子	10万円	10万円	10万円	10万円		40万円
第5子以降	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	50万円

### 三島村産後ケア事業

- 目的  
出産後の一定期間、母子を医療機関または助産所に入院または入所させて出産後の母体を保護し、保健指導等のサービスを提供することにより、子どもを産み育てやすい体制の整備を図ることを目的とする
- 対象者  
出産直後の産婦および新生児であって、次のいずれかに該当する者
  - ・産褥期の身体機能の回復について不安をもち、保健指導を必要とする者
  - ・初産婦であって、育児不安が高く、保健指導を必要とする者
  - ・産後の経過に応じた急用や栄養の管理等、日常生活面について保健指導を必要とする者
  - ・家族等からの産後の支援が得られない者
- 事業の利用期間  
事業を利用できる期間は原則として28日までとするが、母子の状況により引き続き事業の利用が必要と認められる場合には、28日を超えて利用することができる
- 保健指導の内容  
医療機関等で行う保健指導の内容は次のとおり
  - ・産婦の母体管理および生活面の指導
  - ・乳房管理
  - ・沐浴や授乳等育児指導
  - ・その他必要とする保健指導
- 利用の申請  
・事業を利用しようとする者は、三島村産後ケア事業利用申請書を村長に提出しなければならない(事前に村保健師等に相談し、本人またはその家族が行うことが原則)
- 利用料
  - ・生活保護法による扶助を受ける者：無料
  - ・当該年度分の市町村民税非課税世帯：1日につき3,240円
  - ・上記以外の世帯：1日につき6,480円



### 乳幼児児童医療費の助成

- 趣旨  
乳幼児児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児児童の健康の保持と増進を図るため、乳幼児児童にかかる医療費を助成
- 助成対象となる乳幼児児童
  - ・12歳に達する日以降最初の3月31日までの者(12歳の誕生日を迎えた年度の末日までが対象)
  - ・三島村内に住所を有する者
  - ※助成金は、助成対象乳幼児児童を現に監護している者に支給する
- 助成金
  - ・市町村民税非課税世帯：保険給付に係る一部負担金の全額
  - ・上記以外：一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額

